人的コストの増加と契約見直しについて

平成30年10月1日から広島県最低賃金が時間額844円に改定(26円の引上げ,3.18%の引上が率)されました。

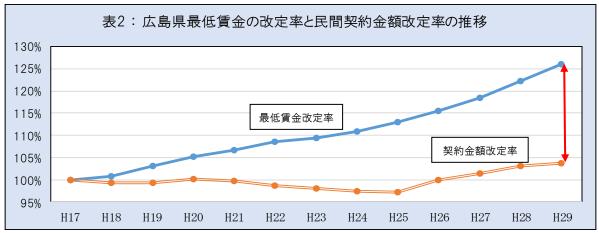
3年連続の3%を越える上昇で、この3年間で、75円の引上げ、9.75%の引上げ率となりました。(表 1 参照)

最低賃金については、働き方改革実行計画(平成 29 年 3 月 28 日 働き方改革実現会議決定)に「年率3%を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。」と記されています。

労働集約型産業のビルメンテナンス産業にとりましては、経営に与える影響が大きい改定が続いて おります。

第48回実態調査報告((公社)全国ビルメンテナンス協会が行う業界調査)では、民間契約金額の改定率が平成25年以降、プラス改定に転じていますが、最低賃金の改定率はそれを上回る改定が続いています。(表2参照)

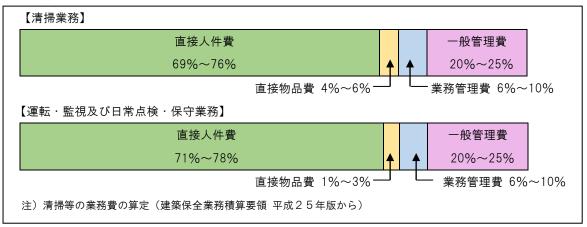




	H17	H19	H21	H23	H25	H26	H27	H28	H29
対前年度比増減額率(%)		-0.2	-0.4	-0.6	-0.2	2.7	1.5	1.7	2.4

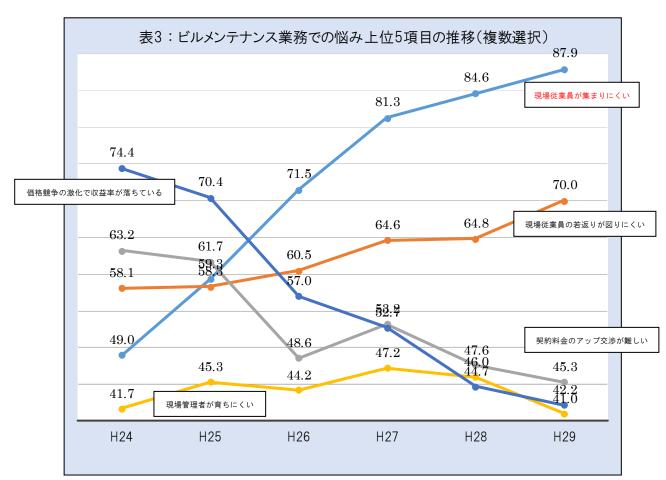
注) 平成 17 年度を基準値としています。

最低賃金の引上げが、経営に与える影響が大きい理由として、ビルメンテナンス産業は、労働者 1 人当たりに対する設備などの固定資産額が小さく、コストに占める労務費の割合が 7~8 割であることが挙げられます。従って、最低賃金の引上げは、即、企業の人件費全体の引上げにつながる傾向にあります。



加えて、近年では、現場従業員を確保することが困難な状態に陥っています。

第48回実態調査報告では、経営上の悩みとして「現場従業員が集まりにくい」が平成26年から 首位に浮上し、全体の87.9%が人員調達難を訴えている結果となっています。(表3参照)



現状のビルメンテナンス業の経営は、最低賃金の引上げ、法定福利費の増加、人手不足に伴う募集 費の増加及び賃金水準競争の激化等により、これまでにないほど人的コストが上昇しております。

こういった業界の厳しい現状をご理解いただき、また、本来の発注目的の建物の衛生的環境の確保及び建物の保全を維持しつつも、ビルメンテナンス業務の契約に反映していただくようお願いします。